令和７年度
（２０２５年度）

内部統制評価報告書
審　査　意　見　書

立川市監査委員

写

立 監 第 327 号
令和８年８月 25 日

立川市長
　酒　井　　大　史　殿

立川市監査委員　三　輪　秀　子
同　　小　沢　恵太郎
同　　山　本　洋　輔

令和７年度内部統制評価報告書の審査意見について

令和８年６月１日付、立行総第 967 号で、貴職から審査に付された、地方自治法第 150 条第５項の規定に基づく令和７年度立川市内部統制評価報告書について審査をした結果、別添のとおり意見を付します。

令和７年度　立川市内部統制評価報告書審査意見書

第１　審査の種類

地方自治法第 150 条第５項の規定に基づく内部統制評価報告書審査

第２　審査の対象

令和７年度立川市内部統制評価報告書

第３　審査の期間

令和８年６月２日から同年８月 25 日まで

第４　審査の着眼点及び実施内容

審査にあたっては、立川市監査基準に準拠し、市長から提出された内部統制評価報告書が、評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかを主眼とし、内部統制評価部局から報告を受け、地方公共団体における内部統制制度の導入･実施ガイドライン（平成31年３月総務省公表）の「Ⅴ　監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、審査を実施した。審査にあたっては、その他の監査等によって得られた知見等も活用した。

第５　審査の結果

立川市は令和７年４月１日に「立川市内部統制基本方針」を策定し、内部統制の対象を「本市が行うすべての事務事業」とし、令和６年度の試行実施を経て、全庁的な取り組みとして本格実施した。

審査に付された立川市内部統制評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る書類については、相当であると認められた。

第６　付記事項

令和７年度は、一部の部署による試行実施を経て、全庁共通リスク 101 件、個別リスク（特定の部署において起こりうるリスク）113 件の項目を洗い出して分類し、職員が業務上のリスクを想定する意識を高める全庁的な取り組みの初年度となった。

なお、内部統制の運用上の重大な不備にはあたらないものの、市民の生活に大きな影響を及ぼしたリスク発生事案２件（小学校内への不法侵入、玉川上水の倒木）が存在した。いずれも事前に発生の予見が困難な事案ではあったが、令和７年度立川市内部統制評価報告書附属資料の「３ 評価結果」に記載のとおり、再発防止に向けた是正の状況を確認した。

また、報告されたリスクの発生は 137 件であり、評価部局による評価を確認した。

内部統制は端緒についたばかりであり、これらのリスクの発生状況の開示は、行政の業務の透明性を高め、市民の信頼を得ることにつながるものであり、単年度で完結することなく、年度を超え継続的な整備、運用、評価により改善を続ける仕組みとしていくことが重要である。

今後、想定されるリスクによる重点取組リスクやモニタリングシートの更新を行いながら、制度の浸透と業務の適正化が図られることを期待する。